

第九十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

昭和五十八年二月二十三日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中野 四郎君

理事 小沢 一郎君

理事 片岡 清一君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 伏木 和雄君

足立 篤郎君

小里 貞利君

高村 正彦君

田名部匡省君

浜田卓二郎君

中村 茂君

山本 幸一君

部谷 孝之君

小杉 隆君

出席国務大臣

自治 大臣 山本 幸雄君

出席政府委員

自治省行政局選 岩田 脩君

委員外の出席者

警察庁刑事局捜 森廣 英一君

査第二課長

法務省刑事局刑 飛田 清弘君

事課長

自治省行政局行 中島 忠能君

政課長

自治省行政局選 小笠原臣也君

挙部選挙課長

自治省行政局選 平林 忠正君

挙部管理課長

特別委員会第二 秋山陽一郎君

調査室長

二月二十三日

辞任

大西 正男君

栗山 明君

山口 鶴男君

岡田 正勝君

同日

辞任

小里 貞利君

高村 正彦君

梅野 榮二君

部谷 孝之君

同日

辞任

中村 茂君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

補欠選任

高村 正彦君

小里 貞利君

梅野 榮二君

部谷 孝之君

同日

補欠選任

栗山 明君

大西 正男君

中村 茂君

岡田 正勝君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

同日

補欠選任

山口 鶴男君

律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○中野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

提案理由の説明を聴取いたします。山本自治大

臣。

○山本国務大臣 ただいま議題となりました国会

議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一

部を改正する法律案につきまして、その提案理由

と内容の概略を御説明申し上げます。

この改正法案は、国会議員の選挙等の執行につ

いて、国が負担する経費で地方公共団体に交付す

るものの現行の基準が実情に即さないものになり

ましたので、今回これに所要の改定を加えようと

するものであります。すなわち、最近における賃

金及び物価の変動等にかんがみまして、執行経費

の基準を改定し、もって国会議員の選挙等の執行

に遺憾のないようにしたいと存するものでありま

す。

次に、この法律案による改正の内容につきまし

て、その概要を御説明申し上げます。

第一は、最近における賃金等の上昇に伴い、投

票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤

務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の

費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上

げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとし

るものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選

挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価で

ある印刷費その他の額を実情に即するよう引き上

げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとし

るものであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関

する法律の一部を改正する法律案の要旨でありま

す。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら

んことをお願い申し上げます。

○中野委員長 これにて提案理由の説明は終わ

るものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選

挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価で

ある印刷費その他の額を実情に即するよう引き上

げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとし

るものであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関

する法律の一部を改正する法律案の要旨でありま

す。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら

んことをお願い申し上げます。

○中野委員長 これにて提案理由の説明は終わ

りました。

○中野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。山花貞夫君。

○山花貞夫君 ただいま提案理由の御説明をいた

だきました国会議員の選挙等の執行経費の基準に

関する法律の一部を改正する法律案につきまして、

若干の質疑をいたします。

大臣から、提案の理由として、大枠、人件費と

物件費のくり方になると思いますが、最近に

おける賃金及び物価の変動等の事情を考慮して、

「国会議員の選挙等の執行について、国が負担す

る経費で地方公共団体に交付するものの基準」を

改定すると御説明をいただきました。

内容について検討させていただきましたけれども、

まず冒頭、基準の改定についての算式、一体

どういう方式によったんだろうか。一つには賃金

の問題、一つには物価の問題ということについて

御説明がありました。賃金については賃金上昇

率、物価については物価上昇率ということが勘案

されて積算がされたのではなからうかと思いま

す。

○中野委員長 賃金と物価、これは別問題で、賃

金については賃金上昇率、物価については物価

上昇率、これは別問題で、賃金については賃金

上昇率、物価については物価上昇率、これは別

問題で、賃金については賃金上昇率、物価につ

けれども、全体的な基準がどうなっているのかというところが一つ、法案の内容は実務的に大変多岐にわたっておりますので、そのうち、改正点の特徴のある部分についてだけはピックアップして補足的に説明をしていただきたいと思います。

○岩田(修)政府委員 お答えを申し上げます。

ただいまお話がありましたように、基準法は、投票所経費とか開票所経費とか、そういった幾つかの項目に分けてまして、投票所経費でございますと、投票区の規模に応じてそれぞれ単価を考へるというようになっております。しかしながら、実際には、その積算に当たりまして、それぞれの投票所にだけだけの人員配置を考へるのか、それから事務につきましてどの程度の超過勤務を見込むかといったような基礎的な算式がいろいろございます。非常に複雑な算式になっております。

その中で、たとえば超過勤務の時間単価をどういうように見るかという問題、これがたまたまお話しした人件費の問題としてあるわけでございまして、実はこれは、地方財政計画上の超過勤務の単価を三年前のものと比較をいたしまして、その伸び率を中心にしてその計算をするという方式をとっております。そのほか、たとえば投票立会人とか開票立会人に対する報酬というものがあつたわけでございまして、このたぐいのものでございまして、政府予算の上昇率をもとにするとか、それから各種委員の手当、その上昇率をもとにして考へるとか、それから、たとえば今回一つのアップのあれに使いました印刷経費などにつきましては、物価の上昇率、とりわけ紙の経費の値上げを計算に入れるとか、そういうような個別の計算をしたわけでございます。

そして、そういった単価が変わりましたことに基づきまして、それぞれの開票所経費が幾らに上がり、投票所経費が幾らに上がるというものが、お手元に差し上げました法案の内容になっていて、前回と比べて二十数%ぐらいの増加になるうかとい

うように考へております。

ただ、中には、今回の全国区の制度採用によりまして廃止になった分がございまして。たとえば候補者の氏名揭示に関する経費という項目があるわけでございましてけれども、この中には投票所外の氏名揭示の経費が入っております。これは改正前の全国区についてだけありまして制度でありまして、今回、投票所外の氏名揭示の制度がなくなっておりますので、これはマイナスが出ております。そういうような形で積算したものが今回の改正案であるというように御理解をいただきたいと思います。

○山花委員 概略よくわかりましたけれども、いまだ御説明の中で、積算に当たりましては、賃金、物価の上昇というところに加えて、政府予算の伸び率やあるいは人件費関係の伸び率についても少し詳しくしたという趣旨の部分がございまして。本来、そうしたものににつきましては、賃金上昇率や物価上昇率とは必ずしも一致していないわけでありまして、そうした部分についてどの程度はね返らせるかというところはなかなかむずかしい問題ではないかと思ひます。事務執行の経費というところならば、単純に賃金、物価上昇などをまじはね返らして、その上で、いま最後に御指摘ありましたような特色のある問題については部分的に修正するというのが妥当ではないかと思ひます。けですけれども、その点について、いまのお答えに關連してお尋ねしておきたいと思ひます。

もう一つ、そうした關連でこの際お伺いしておきたいと思ひますことは、実は選挙公営の關係でありまして。昭和五十年の選挙法改正によりまして、新たに選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成や選挙運動用ポスターの作成につきまして公営の制度が設けられました。その後、選挙運動用自動車の公営につきまして、昭和五十五年に燃料費や運転手の報酬がそれぞれ千円引き上げられたわけでありまして。しかし、ビラの作成費やポスターの作成費につきましては、制定以来全く改正が行われていないで現在に至っております。実は

この点、いま申し上げました執行に当たって賃金とか物価上昇をということで考へてみますと、総理府統計局の全国の、物価の關係でありますけれども、五十年から現在までのところの上昇率といふものを一応計算いたしますと、物価上昇四七・八%という数字が出てまいります。一方賃金につきましては、これは同じような形で賃金の指標を基準といたしましてこの間の上昇率を考へますと、六二・五%のアップというものが五十年以降今日までの経過であります。

そういたしますと、五十年以降物価四七・八%、賃金は六二・五%上昇しているということになりますと、この際、選挙執行経費の改定にあわせまして、こうした公営に要する費用につきましても実情に即するよう引き上げるべきではないかというように考へるわけでありましてけれども、この点につきまして検討されたのでしょうか。それとも今後検討する余地があるのかということについてお伺いしたいと思います。

○岩田(修)政府委員 まず最初にお尋ねのありました上昇率の問題でございましてけれども、私どもの方はただいま地方財政計画上の予算単価、人件費につきましての単価ということを示し上げてまいりましたけれども、この仕事に従事するのが公務員でございまして、したがって、公務員の超過勤務の単価の動き、それを示すものとして私どもはそれをとったというわけでございます。実際の人件費の動きや物価の動きと關係なしに政府何とかにうったというように考へておりません。そういうものをもとにしてやつたというように御理解をいただきたいと思います。

それから御指摘のありましたいわゆる新公営、自動車の運行費、それからビラ、ポスターの印刷費についてでございますが、これは今回の基準法とは直接の關係はないのでございまして、来年度の予算の中で同じように印刷経費やその他の物価についての検討はいたしました。そして、実は選挙が終わりますと、それぞれの候補者の方が実際に契約を結ばれるわけでございまして、自分は自

動車について幾らぐらいの借上げの契約をしたか、ポスターについてはどういふ契約を結ばれたか、その契約書を私どもの方に送ってくださいます。それによって、われわれの方に対して政令で定められた基準の範囲内でお金を払う。その払う比率でございまして、実際にポスターや自動車について見ますと、まず候補者の方から自分が結んだ契約はこうである、これだけ金がかかったと言つてこれら経費の八、九割ぐらいのものは政令の方でカバーをしておるという状態になっております。

ただ、ビラについては確かに御指摘のとおり、実際にかかったと言つてこれら部分の四割台ぐらいのカバーしかしていません。このビラの印刷費というものは五十年の改正のときからございまして、当初これは一色刷りの中質紙のチラシというところから話が始めました。実際には多色刷り、両面刷り、上質紙のチラシが行われておる。そこら付近に両方の食い違いの大きな原因がございまして。このギャップというものは初めの考へ方との違いでございまして、なかなかカバーできないという現状にございまして。ただ、今回の予算におきましては、その後の物価の上昇を考へまして、いまの自動車の話では燃料費において一千円のアップをいたしてございまして、それからもう一つ、ビラの印刷費につきましては、現在まで一枚単価四円、パーセントで申しまして三分の一ほどの引き上げ。御指摘のとおり五十一一年からの制度が始まって以来最初のアップをやつたわけでございまして。実態がたまたまお話しのように多色刷りといったような問題もあり、そういう意味でのギャップはまだ残ると思ひますけれども、制度始まって以来最初の改正をやることでございまして、一步の前進として受けとめていただければ幸甚でございまして。

○山花委員 御努力の一端は理解するにやぶさかではありませんが、いまの答弁の中にもあ

りましたとおり、たとえばビラにつきましては、色オフセットというのではなくて、多色刷りで上質紙を使うような実態があらわれた。実はこういう問題はきょうあらわれたということではないわけでありまして、すでに何年もそうした選挙の実態があるわけでありまして、もう幾度か選挙を五十年以降経験しているわけでございますけれども、実態とすればかなり上質紙で、競争もありまして、立法当時の経過はあったといたしまして、選挙の執行とか選挙関係の問題というのは、選挙の実態を把握された上で対策を立てていくというのが必要なのではないだろうか、こういうように考えるところでございます。したがって、いま自動車の燃料費とビラにつきましては若干の調整ということについて伺ったわけですが、また一方における問題として、全面的な負担ということではなく、一部公營的な考え方にあるということについて理解をした上で質問でありますけれども、選挙の実態に即してもうちょっと実態に合わせるような余地がないだろうか。これは予算の関係その他もあると思っております、その点について重ねて伺いたいと思っております、いまお伺いした中では若干の増額になりますのは自動車関連とビラの関係だけということになっておりますけれども、ポスターの関係などについては検討されたかどうかということについてお伺いしたいと思います。

なお、これからの準備の過程で具体的に自動車、ビラの関係について増額が確定する時期はいつごろになるかということについても、この際あわせてお伺いしておきたいと思っております。

○岩田(情)政府委員 前段のお話でございますが、確かにそういう実態との乖離はあるわけでございます。ただ、新公営というの事は性格上かかる経費のうちのどれだけを国がカバーするかという話でございます。したがって、そもそも話が起こったときに白黒一枚、こういうようなものと考えてその範囲で国が持とうという話で出発

したものですから、そのところが実態が先行したからといって、それでは直ちにその分だけの金をどんどん見ていくことになるのかという、こういう財政事情の中でという大蔵サイドといいますが経費を負担する側の議論があるものでございまして、なかなかそここの間の溝を一息に飛び越えるようなわけにはいかないでいるという状況でございます。

それから、これから先どうなるかという話でございますけれども、いま申し上げた改正の中身はたゞいま御審議をいただいております予算案の中に入っております。したがって、予算が成立しました後はしかるべく措置をいたしまして、施行令の一部を改正することになると思っておりますけれども、この予算の施行に遺憾のないように手当てをいたしたいというように存じております。

○山花委員 選挙の公営に関する制度的な趣旨が、まるごとということではなくて、どの程度かというものが立法過程で議論されたというお話については当然承知しておりますけれども、その問題は当時と現在も変わらないということ前提に置きましたも、選挙の実態が変わってきたならば、選挙執行の立場からいいますと改定をする必要があるのではないかと気がいたします。大蔵省の関係についてもお話がありましたけれども、やはり選挙の適正な執行をする立場からこの問題についてはさらに御努力をいただきますよう要望申し上げます。

同時に、従来から議論されてまいりました問題は、実は選挙公営関係が国政選挙とありであるというところであります。これは各政党ともそうだとおっしゃるけれども、地方議員の皆さんからいいますと、国政選挙だけこうなっておつてわれわれの方はだめである、こういう声が大変強いわけでありまして、それぞれの党が御苦労されている問題の一つだと思っております。実はこの問題について従来からわれわれはこの公営を、たとえばビラ、ポスターなどにつきましてはさらに広げべきではないかということを主張してきたわけ

ですが、それは各自自治体ごとの財政事情の差などがあるという点にしましても、最低の基準をつくるといういろいろやり方があるのではないかと、こういう気がいたします。この点について検討されたことがあるのか、それとも今後とも全く検討する余地はないのか、この点についてお伺いしたいと思うのです。

○岩田(情)政府委員 新公営を地方公共団体の選挙にも及ぼしたいという御質問がございまして、それと関係があるかどうかという御質問がございまして、われわれもそういう御質問に即して問題意識を持っておるものでございまして、やはり地方公共団体の選挙というところになりますと、たゞいまお話にもございましたように地方公共団体の財政事情ということもございまして、また選挙の行われる区域であるとか候補者の数であるとか、そういうことを考えましても、ちよつと一律にはいかないように思っております。また、片一方では、御承知のとおりわが国の選挙公営というものがほかの国に比べてもかなり進んだ状態にあるということ、それからまた、五十年に改正が行われまして、いままでとはまるで性格の違う公営でございます新公営という制度が取り入れられたときにも、それは国会議員の選挙だけにしようというのうちににもそういう地方公共団体の選挙とはおのずから性格が違うのだからという御判断もあつたのではないかと、うように思っております。一つの課題であるとは考えておりますけれども、ただ、現状から考えて、なお慎重に検討させていただきたいというように考えておるわけでございます。

○山花委員 実には、政治資金規正法の改正の中で、寄附をめぐる問題、同じような問題がありまして、当初、県会議員とかそれ以下のものにつきましては、個人が政治資金として寄附した場合に、租税特別措置法の関係ですけれども、所得から経費として控除されるかどうかという問題でありますけれども、議論されまして、これはその後手直しがされて拡大をいたしまして、たしか県会議員と政令指定都市の議員まで拡大したのではない

かつたかと思うわけです。当初の立法の趣旨についてはそれぞれあるといたしまして、現実の各級議員との間の矛盾の問題については、政治資金規正法の方では一定の調整がなされて、現在ではそれ以下まで及ぼすという議論までは起こっていない、一応の落ちつきを見ているというところではないかと思つております。

いま一つの課題ではあるというようにお話を伺ったわけでありまして、地方に新公営を及ぼすかどうかという問題については、技術的な問題点とか、先ほど申し上げました各自自治体の、とにかく三千三百あるとするならば、どこまでやるかということについてはいろいろ議論があるといひましたけれども、やはり政治資金規正法の関係でも問題提起にたえたという経過があつたわけでありまして、この新公営問題につきましても、やはり単なる課題ということではなく、きょう直ちにということが非常に困難であるとしたならば、課題について議論を進めていただくということについて強く要望をしておきたいと思つて、大臣からも一言この点についてお話しただきたいと思つております。

○山本國務大臣 公営問題というのは、選挙の公正、あるいはやりやすい、金のかからない選挙という面から見れば非常に大事なことで、いまお話しのように、国会議員の選挙にいまは限定をされてはいますものの、選挙としては同じことではございますが、多少選挙のやり方にも違うところもあるわけでございます、その辺も踏まえて、また、いま地方の財政ということも出ました、これはやはり地方財政で負担をしていただくわけにはならないということになるわけでございます、その辺のところも考えながら、今後ともいまの御趣旨に沿つてひとつ検討をさせていただきます、こう、こう思います。

○山花委員 ぜひ前向きに取り組んでいただきますことを重ねて要望しておきまして、次の質問に移りたいと思つております。

次の問題として、衆参両院の定数の格差問題に

ついで伺ひておきたいと思ひます。

かねてから大議論が繰り返されているところでありますけれども、ことしの一月十五日自治省が発表いたしました昨年の九月二日現在の全国選挙人名簿登録者数概要によりますと、議員一人当たりの有権者数は、衆議院では最高の千葉四区が最低の兵庫五区の一・四四倍になっております。実は、この点について全体の流れを振り返つてみますと、五十二年十月七日執行の当時は三・五〇倍、五十四年十月七日執行の当時は三・八七倍、五十五年六月二十二日執行の当時は三・九五倍という経過でありまして、それが最近では四・二四倍になったというものが全体の経過であります。参議院の地方区におきましては、神奈川が鳥取の五・五倍に達しております。これまた全体の経過を振り返つてみますと、四十九年七月七日執行の五・一一倍、五十二年七月十日執行の五・二六倍、五十五年六月二十二日執行の五・三七倍となりまして、そして、先ほど指摘いたしましたことし一月の自治省の発表によりますと五・五倍に達している、こういう現状であります。いずれも、その一票の格差というのが次第に年を追うごとに拡大しているという、こういう実態があるわけでありまして、さて、こうした定数の格差の問題につきましても、従来からたくさん裁判が有権者から提起されておりました。こうした経過の中で、昭和五十五年の十二月二十三日でありますけれども、東京高等裁判所におきまして判決がなされました。また、昨年の二月には大阪の高等裁判所で判決がなされました。いずれも衆議院の議員定数の不均衡につきましても、東京高等裁判所の判決におきましては、格差が二対一を超えれば違憲であるというような基準まで示されているわけでありまして、こうした問題を考えますと、大変事態は緊迫しているというように考えなければならぬと思ひます。

東京高裁の判決などにつきましても、そうした違憲の判決をしながらも、選挙そのものは、かつて五十二年四月の最高裁大法廷判決が採用いたした

ました事情判決という判例を採用いたしまして、無効とはされなかったということになっておるわけでありまして、この格差の問題につきましても、いざ選挙に對する国民の信頼ということにかかわってくる大変大事な問題だと思ひます。一つには政府の責任、一つには国会の問題、両面あるということだと思ひますけれども、こうした問題につきましても基本的にとのようにお考えになっておられるかどうか、これは、できれば大臣に冒頭この問題についての基本的な認識を伺ひたいと思ひます。

○山本國務大臣 この問題は、非常な選挙制度上の重要な課題になっておると思ひますが、過去二回各党間の合意で不均衡の著しい選挙区について正が行われましたが、これは定数をふやすという方向で正が行われたということでございます。したがって、こういう定数は正をする際に、衆議院の場合、全体の定員は一体どうするのか、それに従つて今度は区制の問題がどうしても何らかの是正をしなければならぬということにもなるのでありまして、これは現行の選挙制度上の重要な問題に影響をするわけでございます。参議院につきましても、いまは半数ずつ三年ごとに改選をしている、あるいは各選挙区の地域代表的な性格というものもあるということ、この問題は、いま仰せのように、わが国選挙制度上の最大の問題点ではなからうかと私は思ひます。

しかし、それと同時に、やはりこれは選挙制度の基本に關するきわめて重要な事柄であり、各党としても、もしこれを何らかの形で検討をされるという場合には、それぞれやはり御意見がございましょう、こう存じておりますので、やはり国会におきまして各党間で十分ひとつ議論を尽くしていただく、そして、その合意に基づいて実施していくのが最も民主的かつ現実的なやり方ではないかと、かように思つておる次第でございます。

○山花委員 実は、問題認識につきまして大臣のお話を伺つた上で、最も深刻な事態になっているということ、全体の流れの中では痛感せざるを得ないと思ひます。これは二月三日、本年に入りましてからごく最近のことでありまして、五十五年の衆議院選挙における定数は正問題につきましても、大阪の高等裁判所と東京の高等裁判所でそれぞれありました違憲の判決につきましても、最高裁判所がその第三小法廷に所属しておりました東京高裁の方の事件につきましても、これを大法廷で審理するということを決めて関係者に通知したという報道がなされた。通常、それぞれ小法廷に所属している事件を大法廷に回すということにつきましては、常識的に憲法判断か判例の変更、こういうことになるわけでありまして、従来の各高等裁判所につきましても判断をずつと流れを追ってきた場合には、大法廷で十五人の最高裁判所裁判官が憲法問題について正面から取り組んでいるというのがこの大法廷に回したというこの意味ではなからうかというように考えております。

ことし衆議院の選挙がいつあるかということにつきましても、きょう以降の大変流動的な問題でありますけれども、そうしたことの中で、大法廷としては恐らく衆議院の次期総選挙がある前までに判決を出したいという意欲があるのじやなからうか、こういうようにこの流れを追っているわけでありまして、最高裁判所が正面から大法廷で違憲の判決を出したということになりますと、政府と国会の意欲が改めて国民の目の前に浮き彫りにされるわけでありまして、そうした意味におきましては、すでに大法廷で審理が進んで、いつ判決が出るか、こういう状態にもなっているといふことを考えますと、非常に切迫した中でこの問題について取り扱ひの方向というものを示していかねければならぬのではなからうかというように思ひます。

いま大臣の方から、最も民主的、現実的な方向としては各党間の協議という従来のどりの御答弁があったわけでありまして、各党間の合意ということ、そこだけにかけておたつたのでは、これは従来の経過から、その中から何が生まれるか

ということにつきましてもある程度まだ時間がかかるだろうということが予測されるわけでありまして、こうした問題につきましても何らかの措置を政府の側からも積極的につくっていく必要があるのじやないだろうか。選挙制度審議会は現在つくっておらない、こういう状態でありまして、全く政府の方が何らの対策も立てないで各党にお任せするということだけでは、最高裁大法廷での判決が迫っている、しかもそれが憲法判断にあるということが予測される事態のもとで、やはり政府は怠慢ではないか、こういうことを言わざるを得ないわけではなからうか。

そうした状態の中で、もっと積極的に一歩踏み込んで、諸外国の例などについても参考になる例がたくさんあると思ひますが、各党間の協議と並行して政府の方から積極的につくっていく問題について取り組んでいく姿勢を示すべきではないかと考えるわけですが、この点いかがでございますか。

○山本國務大臣 いま、国会の方もやっておりますが、しかし同時に政府ももう少し勉強しないといふ。こういう御趣旨でございます。ごもっともでございます。

ただ、この問題は、やはり何といひましても各政党としてはそれぞれのお考えがございましょうと私は思ひます。それぞれの政党はそれぞれのお立場がございまして、いろいろなお考えが出てくるであらうと私は思ひます。政府の方で何とか一つの勉強をしないか、こういう仰せでございますが、これはいろいろな制度、外国の制度を勉強したりあるいは選挙制度審議会とかそういうところにお願ひするとか、そういうことは私は政府としてもできると思ひますが、何らかの案を出すというのではなかなか容易なことではなからうか、こう思ひます。

まず第一には、いままでは一回にわたりまして定数をふやした形では正をしたということでございますが、それでは今度やるということに、もう一度同じような手法でいけるのかあるいはそれは

むずかしいだろうということなのか、その辺からしてまず大変な議論を呼ぶことではなからうかと思うのです。これは各党の国会議員の先生方のそれぞれの選挙に関するところでございますから、個人としても皆さんそれぞれ御意見をもちでございまして、やはりその辺のコンセンサスはどうしても得ていただきたいなあ、それでなければせっかく出しても事は進まない、こういうふうには私は思いますだけに、われわれの方も勉強をしないといけないことであらばそういう御意向をいただいて勉強もいたしていきますけれども、何といましても国会でぜひそういう合意が得られるようにひとつお願いをしたい、こういう考え方でございまして。

○山花委員 各党の取り組みということになりますと、それは各党とも努力されているところだと思えます。われわれ日本社会党内におきましても、選挙制度関係の党内の委員会におきまして、日常的に最大の関心を持ったテーマの一つとしてこの問題について議論を続けているところでありまして、それぞれの努力はしているわけでありまして、同時に、単に勉強を進めるといふ程度ではなくて、最高裁の大法廷の判決が迫っているという現状のもとにおきましては、もっと踏み込んで、選挙制度審議会ということがいいかどうかは別にいたしまして、何らかの、第三者機関の設置その他の努力を政府としてしていくべきではないだろうか、こういう問題提起をして、この問題に対して積極的に対応して、いたさらに国民の政治不信を増すような、そうした怠慢のそしりを受けることのないように努力をしていただきたいということを重ねて要求いたしましたので、次の質問に移りたいと思います。

ことしは選挙の年と言われて各地ですでに選挙がスタートしているわけでありまして、熊本県知事選挙をめぐるトラブルについてお伺いをいたしたいと思えます。

これは、当日の状況につきまして、テレビカメラの前で事件が起こったという経過もありまして

全国民が大変注目をした重大な事件であります。わが党といたしまして、この問題につきまして、単に一般の選挙犯罪とは質が違ふ、悪質なものであるというように考えております。立候補しようとした者を実力で立候補させなかったということは、まさに選挙に関する国民の権利、参政権を揺るがす重大な出来事と言わなければならぬと考えるところであります。

この事件の経過につきまして詳しくお伺いいたしますことは、新聞記事その他でかなり詳細に時間を追って経過が出ておりますので省略をいたしたいというように考えるわけですが、こうした実力で立候補を阻止した熊本のケースにつきまして自治省としてはどのような見解をお持ちなのか、また、この問題に対して県選管に対してどのような指導をされたのかということにつきまして、具体的にそうしたテーマについてお伺いをいたしたいと思えます。

○岩田(備)政府委員 ただいま御指摘のありましたように、熊本県知事選挙の立候補の場合、中原さんとおっしゃる立候補予定者といえますか届けにおいでになった方が、選挙長の目の前で実力で阻止をされました地方課の部屋の外に運び出されたという問題がございました。こういったように立候補の行動そのものが実力によって阻害されるということは、われわれの方も重大に受けとめておりまして、大変残念なことになっております。

ただ、この選挙についてわれわれがどういう指導をしたかということでございますが、このことについては、県の選管から選挙途中で第一次的な報告を受けて意見の交換もある程度行ったのでありますけれども、いづれにせよ県の選挙管理委員会が管理をしております県の選挙であります。かつまた、選挙長が受理をしないという決定を下してしまつて、もうそれを修正する道がないという状態に立ち至つたケースについてでございますので、自分たちとしては、県の選挙管理委員会の報告を聞き、その適切な行動を期待するということにはしたわけでございます。目下、この件

につきまして、一昨日でございますか、その関係者の中原氏の方から県の選挙管理委員会に対して異議の申し出がなされております。今後これに伴ひましての争訟が予定されておりますので、そうした争訟の成り行きを見ながら関係の選挙管理委員会、これは熊本というところではございませんけれども、全選挙管理委員会に対して適切な指導をしていきたいというように思っております。

○山花委員 実は、先ほど申し上げましたとおり、地元紙含めて新聞報道では何時何分にどういふことがあったということが詳しく報道されているわけでありまして、一例を挙げますと、午後三時の段階で熊本地方方法務局に知事選の供託金百万円を納入した。三時半になったら熊本県庁へ行きまして、十二階の県警の捜査二課で県選管の主任書記に届け出書類の点検をしてもらつた。いわゆる事前審査ということだと思えます。四時半ごろから、今度送検されております被疑者の五名らが県選管の周辺に集まつたり廊下に集まつたりしておつた。その後、四時五十六分ごろから中原さんが捜査二課から階段をおりまして県選管に飛び込んで、そのところから抱きつかれたたり引きずり出されて、そしてトラブルが起こつたという経過であります。

全体の流れを見ますと、捜査二課に行つて事前審査をするというあたりから異常なわけでありまして、かつ選管の周辺に恐らく届け出を妨害するのではないかと思われる人たちが徘徊しているというふうな状態のもとにおきましては、捜査二課なり警察がそこに入つてあらかじめガードするということとはむずかしいわけでありまして、こういう場合には選管の側でも何らかの対策を立てておくべきではなかったのだろうか、そこに手落ちがあつたのではないだろうかという疑問を持たざるを得ない面もあるわけでありまして。

実は、その後何人かの学者の先生方が、選管の態度にも手落ちがあつたということについて批判した見解を発表されていることにつきまして

承知のとおりであります。熊本大学の竹内先生は「憲法に背く熊本選管の態度」こういう論説を発表されておりますし、明治大学の岡野先生は県選管の不手際をやはり同じように批判いたしましたので、委員長の判断で妨害のあつた時点で何らかの対策をとるべきであつた、こういうふうに主張されておられるわけでありまして。この問題は確かに異常な事態でありましたけれども、それだけに県選管としてとるべき態度があつたのではないかと、この点を指摘せざるを得ないわけでありまして、この点についてどうお考えか、お願いしたいと思います。

○岩田(備)政府委員 確かにこの案件につきましては、ただいま御指摘のところが一番大きな問題になるのだらうと思えます。

前段お話しがありました事前審査というのは法律上の手続ではございせん、県の選挙管理委員会の話ですと、県の選挙管理委員会の書記が呼び出されて、行つてみたらこの書類を見てくれぬかという話であつたというように聞いております。結局そういつたかつこうで四時五十六分、締め切り間際を迎へまして、中原氏が地方課の中へ入つてきたわけでありまして、中原氏が地方課の中へ選挙管理委員会として本人といひますか、選挙長の周辺をどの程度まで準備をしておかなければいけなかつたかという問題があるのだと思えます。県の選挙管理委員会の話ですと、県の選挙管理委員会は締め切り間際の立候補者があることが予想されましたので、むしろ通路から選挙長までの間には人が入つてこないようにこれを排除して、ドアを入つたらすぐ選挙長がどこにいるかわかるようにしておいたという話であります。県の選挙管理委員会としては、わずか二十秒ほどの間にドアがあいてどつと入つてくる、選挙長のところへやってくる、連れ出される、あれよあれよという間であつて、そのところで具体的な方途を講ずることではできなかった、そういう余地はなかつたということを言つております。

私ども、これから訴訟がありますからあくま

で一般論をいたしまして、県の選挙管理委員会というものは、たとえ暴力による阻止があるだろうというのを前提にしてその準備をしておけないわけにはまいらぬ、そこまでは期待されていないのだと思いたすけれども、今回のケースについてそのところをどう評価されるかというのがまさにこれから問題になるのだらうと思いたす。ただいまお話をございましたように、抱きとめた方というのは、中原さんの出されました異議申し出の書類によりまして、選挙管理委員会の中にいらつしやうなかつたようであり、選挙の中にいらつしやうなかつたのは、地方議長の机の横にお一人座って談笑しておられたということでございますし、そういう措置というものは予想できなかったということを選挙管理委員会は申しております。それが一つの問題だらうとは思っております。

○山花委員 時間の制約もありますので、この問題につきましては、いまお触れになりましたとおり二月二十一日午前十一時五十二分と伺っておりますけれども、中原さんの方から熊本県選挙管理委員会に対して公選法二百二条に基づく知事選挙の効力に関する異議の申し立てが出されたことと伺っております。また二、三日前の話でありますから、今後この進展に応じて、大変大きな問題でありますから委員会でも今後いろいろお伺いさせていただきますかと思いたす。

ただ、関連して、重大な事態でありますので、当然刑事問題にもなるのではないだらうか。まず警察庁にこの問題についての捜査はどうなっているかという現状についてお伺いをいたしたいと思いたす。

○森廣説明員 お答えいたします。

熊本県警察は一月十三日の日に事案の発生をすぐ知りまして、関係被疑者の取り調べその他必要の捜査を直ちにいたしました。一月二十三日には捜査を終了いたしました。公職選挙法の第二百二十五条第一号、いわゆる自由妨害事件といたしまして所轄の熊本地方検察庁の方に犯人五人の送致を

すでに終わっております。

○山花委員 これを受けまして法務省にお伺いしたいと思うのでありますけれども、送検された後、捜査がどうなっているのかという点について、捜査中の問題でありますから必要な範囲で結構でございますが、御説明いただきたいと思います。

○飛田説明員 ただいま警察庁の方から御答弁がございましたように、熊本地方検察庁は、本年一月二十二日、岡本篤という人他四名につきまして公職選挙法違反事件ということで事件の送致を受けまして、現在、熊本地方検察庁で捜査中、こういうことでございます。

○山花委員 いずれ起訴、不起訴の決定、恐らくその後の公判ということになるのではないかと考へますけれども、これは刑事問題ということだけではなくて選挙の自由、公正に対して重大な事件でありますので、この問題については今後とも質疑を続けていきたいと思いたす。

あと時間が四、五分でありますので、最後に一つだけ実務的な問題についてお伺いしておきたいと思いたす。

本年三月から四月にかけて統一自治体選挙が行われまして、まず前段として都道府県知事選挙が三月十六日告示、四月十日投票として行われ予定であります。後段といたしまして市町村議会議員や市町村長の選挙が四月十四日ないし四月十七日の告示、投票日が四月二十四日ということで行われるようになっております。

この際、選挙運動の絡みにおきましては、公職選挙法の関係で若干の解釈の混乱が出るおそれがある問題についてお伺いしておきたいと思いたすのでありますけれども、問題を一つだけしぼってお伺いしておきたいと思いたす。

公職選挙法二百一条の九の各項との絡みでありますけれども、知事選挙期間中の政治活動につきましては、政党その他の政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説会の開催、ポスターの掲示、立て札及び看板のたぐいの掲示及びビラの頒布並びに宣伝、告知の

ための自動車の使用につきまして、確認団体の行う一定の数量以内のものを除いて制限されているという点になります。実はその間各級の議員さんはいくつかもできないのかという疑問があるわけでありまして、これは政党、政治団体、確認団体の関係での規制でありますので、個人として、たとえば国会議員、私があるいは市議会議員さんが政党、政治団体の政治活動を行うことではなくて、純粋に個人の立場で政治活動をする、その行われている知事選挙とは別な政治活動をするという場合には、これはできるのではなからうかというように思っておりますが、実は昭和二十七年九月二十四日の自治省選挙部長回答、これは鹿児島選挙あての政治活動についての行政実例なども拝見したわけでありまして、その点のものの整理につきまして御説明をさせていただきたいと思いたす。

○岩田(情)政府委員 ただいま御指摘がございましたように、二百一条の九は選挙運動の期間中の、特定の選挙が行われる期間中の政党その他の政治団体の活動の規制に関する規定でございます。したがって、その期間中の政党その他の政治団体ではない個人、純粋の個人のそれも政治活動であれば、二百一条の九の規定の適用がなくなり、そういう組み立てになっていることはお話のとおりでございます。

ただ、実際の問題といたしましては、結局ある方の、ただいまは市議会議員なり何なりの方の政治活動とおっしゃいましたけれども、それが純粋に個人の政治活動というように認められるだけの客観的な条件がそろるかどうかというお話だと思いたす。さらに、蛇足でございますけれども、ついでに申し上げれば、例の公選法百四十六条の方の規定がございまして、これは選挙運動に関する規制を免れる意図をもってということにはなりませんけれども、選挙の運動の期間中に、候補者を支持する者、多くの場合そういう市議会議員さん方はそういう上級選挙の候補者として支持関係にあるのだと思いたすけれども、そういう方のお名前を書いた文書図画を掲示することは違反行為とみなすとい

うたぐいの規定もございまして、また、さらに申し上げれば、選挙を管理執行する方の立場といたしましては、そのところでそういう知事選挙とか県議会議員選挙が執行中である、それに紛らわしいことはなるべくあつてはくれないと思っております。そういう気持ちもございまして、いろいろそこに屈折したものがございまして、法律のたてまえ、組み立てとしては、御指摘のとおり二百一条の九は純粋な個人の政治活動に関係した規定ではございません。

○山花委員 お話を伺いますと、売名行為であるとか、禁止を免れる行為であるとか、そうした状況の問題については当然問題となる余地があるわけでありまして、そういうことを一応外して、純粋に個人の議会の報告を小さな集会をやつてやるという場合には二百一条の九には当たらないのではないかと今うに理解するわけですが、最後に確認的なことになりましたけれども、昭和二十七年九月二十四日の鹿児島選挙あて自治省の選挙部長回答はこの問題についての回答でありますけれども、これはこの回答とおり現在も生きていますか、これはこの回答とおり現在も生きていますか、理屈ではこのとおりであるというように理解してよろしいですか。

○岩田(情)政府委員 御指摘の昭和二十七年九月二十四日自治省第七十号鹿児島選挙あての回答は、変更されておられません。

○山花委員 以上で終わりたいと思いたす。ありがとうございます。

○堀委員 ちょっと議事進行。当委員会は十時半から始まったのですけれども、定足を欠いておるわけですから、定足数が欠けておつて法律案を審議するということは、これは国民の権利義務にかかわる重要な問題でございますので、与党側の出席を要請してすでに二十分たちますけれども、依然として突はくという状態でございますので、ちょっとしばらく休憩をいたしたい、少なくとも与党も定数をそろえてもらいたと思いたす。私もそれはそれなりに四名もちゃん

とおるのではありませんから、与党も責任を持って半分だけはそろえるということではなければ、法案審議をするのですから、さつきも御注意申し上げたのに、いま住さん来られたけれども、ずっとさつきから五十分間二人だけしかおられないのですからね。ちょっと委員長、ともかく自民党が半数そろうまで待っていただきたい。

○中野委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○中野委員長 速記を始め。

伏木和雄君。

○伏木委員 国会議員の選挙等の執行経費に關しましては、都道府県及び市区等の選挙管理委員会連合会から昨年の七月陳情が自治大臣のところへ参つてゐると思ひますが、これは、自治大臣、お読みになつたでございましょうか。同時に、今度の予算にどういふ形でこれが反映されてゐるか、この点をまずお伺ひいたします。

○岩田(情)政府委員 各種の要望を取りそろえた要望書の中の執行経費に關する部分でありましたので私どもの方で読ませていただきましたけれども、単価の積算や執行経費の基準の内容の整備に關してもっと充実を図れという趣旨のものであつたと思つております。

○伏木委員 趣旨であつたというのじゃなくて、今年度の予算にどういふふうな反映されたかというのを伺つてゐるのです。

○岩田(情)政府委員 今回の改正につきまして、それぞれの積算の単価とかそういう面ではそれぞれに一定の進歩をしたと思つておりますけれども、選挙管理委員会サイドが要求しております新しい事項、懸案になつてゐることが実は幾つかございまして、たとえば、翌日開票をやるときには、勤務時間に入る前の超過勤務時間というものがあつてはならないとか、それから選挙を管理、執行するために地方課なり何なりに特別に引く電話、そういうものの架設費用をもつと見込んだらいいではないかとかいふ幾つかの制度的なものがございまして、ただ、こういった問題につきまして

は、残念ながらこういう財政事情のもとでございましたので、新しい制度を開くことはできませんでした。

ただ、御承知のとおり、現在の基準法というものは、ある意味でそれぞれの項目をもつてに積算した経費をお互いに融通することはある程度できるわけでございまして、そういう単価のアップや全体の改善の中で、局面を外した形ではございまして、回り回つてそういう要望にもある程度こたへたことになるかと思つておりますが、今回は残念ながらそういう新しい制度改正をするには至つておりません。

○伏木委員 国会議員の選挙に關する経費については、全額国が負担するというのは当然のことであらうかと思ひます。ところが現実には、特に大都市においては、地方の負担が大きくなつてきてゐるというところは否めなかつたかと思ひます。四十九年の参議院選挙のときに実態調査をおやりになつてゐるのか、あるいは今度の基準法改正に当たつて再度実態調査をやつたのか、あるいはこれからでもおやりになるおつもりがあるのか、この点伺ひたいと思ひます。

○岩田(情)政府委員 御指摘のとおり、四十九年のときに実態調査をやりました。五十五年のときは、これは衆参ダブル選挙という形で行われましたので、これについては特に調査をしておりません。

今回通常選挙が行われましたならば、またもう一度出かけていまして、実際の調査をして実態をもつと一度把握してみたいと思つております。

○伏木委員 時間がございますので、二、三具体的に伺つてみたいと思ひます。

投票管理に關して、横浜市の例をちよつと申し上げますが、投票管理に關しては民間人を充てることにしてゐるようでありまして、その職務の遂行上、事前の打合せ開催をしなければならぬ、あるいは設備準備の指導等の必要から、一日六千五百円の単価で投票当日を含めて二日分計

上してゐる、こういう問題がございまして、現実には、投票日に集まつてきてやれば必ずミスがある。したがひまして、事前に打ち合わせなり準備なりというところを行つたのは、投票の公正を期する上から当然これはやらなければならぬことであるというにもかかわらず、単価は低い、しかも二日かかることを一日しか国は見ない、こういう問題がございまして。

あるいは立会人につきましても、投票時間の前後一時間を含めて十三時間程度、厳しい勤務となつてゐるわけですが、または、事務補助のアルバイトの賃金との格差をなくさなければならぬ。したがつて、五千九百円の報酬の支払いをしてゐるというところでございまして、今度の基準法によれば五千円の報酬にとどまつてゐる、こういうようなことで、これは取り上げていきたいと思います。いろいろ問題がございまして、いま申し上げた立会人と管理者、この問題についてお伺ひいたします。

○岩田(情)政府委員 確かに立会人の単価その他につきましては、果たしてそれが実際にお願ひをしております仕事の内容と見合うだけのものではあるかどうかという議論はあるわけでございまして、従来から政府の予算の上での各種の委員さん方の手当のアップ率をもつては、アップ率を計算していくという方法で臨んでおりました、立会人の方にはいろいろ御苦勞をかけてゐることは承知の上でございまして、ただ、一つには、有権者である住民がみずから立会人や場合によっては管理者という形で投票票にタッチをする、その仕事の性格に目を向けていただまして、必ずしも金額だけで割り切らないということ御理解をいただければ幸ひでございます。

なお、ただいまお話がございましたように、果たして二日出てくるのに一日しか計上してゐないではないかといったような積算の単価そのものについては、いろいろ御意見もあらうかと思ひますけれども、前段申し上げましたように、この關係につきましてはある程度の彼此融通が可能なら

でございますし、いわば交付金額の積算の方法としてそういうものがあるというように御理解をいただきたう存じます。

○伏木委員 次に、身体障害者の方のために、投票所の入り口の段差をなくすために最近スロープをつくつてゐるということもございまして、たとえば横浜市で、これはざつと二千万程度かかるのであります。こういうものも今後見ていかなければならない。これは東京も始めたそうですが、こういう経費を見ていかなければならない、こう思ひますが、この点はいかがでございましょう。

○岩田(情)政府委員 そういつたスロープみたいなものができていくことは僕らの方としても大変歓迎しておるところでございまして、基本的には投票所を一階に移すとかといったことと並行して進めていきたいと思つております。なお、そういうスロープみたいなものは、条件にもよりますが、一回つければそれでなくなるというわけのものでもございせん、そういう負担が、あるときに急にふつてくるために特に多いというふうなことになる、またそれはそれで個別に当該選挙管理委員会との相談を進めていきたいと思います。本来、投票所の置かれた個別条件に基づいてございまして、そういう形で対応させていただきます。

○伏木委員 それから最後に、通常啓発費についてお伺ひいたします。

通常啓発費が本年度から市区分が廃止になつたという本年度の予算の内容でございまして、これは特に大都市の場合、現在投票率が非常に低下してゐるというところから、最も必要なのが市区における啓発運動ではないか。それを本年度カットしてしまつたということ、これはぜひ市区における啓発がもっと活発に行われるように予算を削つてしまつて、それでは今後自治省として市区に対してどういふ指導をしていくのか、その指導の内容と、私はこの予算はぜひもう一遍考え直すべきではないか、こう思ひますが、

この点をお伺いしたい。

○岩田(情)政府委員 いわゆる常時啓発費の中には、いままで補助金として市町村に流れておったものと都道府県に流れておったものがございます。しかしながら、こういった客観情勢のもとでだんだん予算も少なくなつてまいりますので、おのずから、都道府県も減少していったのでございしますが、市町村も減少いたしました。先年からは町村分がゼロになり、さらには小さな市分についてはゼロになるというところで推移してまいりましたけれども、来年度からは市区分は全部あきらめまして、これを都道府県の方へ積むという形の改正をやることにしました。

一つは、さつき申し上げましたようにいろいろ客観的な情勢がございまして、市区分といましても、すべての市に補助金を差し上げるわけにはいかない情勢になっておりますし、ごく限られた市にだけに補助金を出すという形もどうかという情勢にあったのも事実でございます。今後といましては、私どもの方ではそのことを通じまして都道府県の事業量をふやしておりますので、これで市区分のカーブをやりたい、個別にそれぞれ市と県との話し合いを進めていただきまして、一種の補完事業といいますが、ことに大都市の場合には大都市圏の力もあるわけでございますので、市と県との間の息の合ったところを見せていただいて、一種の共同事業とか補完事業とかいった形で常時啓発事業の実質が落ちませんように努力をしてまいりたいというように考えております。

○伏木委員 従来市区に行っていた分が今度県へ回って、従来の市区分が都道府県に上乗せになったと言ふのは御説明でわかるのですが、予算額としては両方トータルしてもずっと減っているわけですね。ということになりますと、県は従来持っておった予算にわずかに市区の分が来るわけですね。そうすれば市区に回らなくなることはあたりまえのことであつて、やはり啓発運動というのは直接市区がやっていく、都道府県がやっ

てもなかなか末端まで浸透しないという結果になるのではないかと。したがって、そういう面から投票率の低下というふうなことになるれば、私はやはりもっと政治に関心を持つていただくという面から大きなマイナスになるのではないかとと思ひますが、この点。

○岩田(情)政府委員 御説明が不十分で申しわけございませんでした。実は白状しますと、国費を市区に出しておったときと県に出しておったときとは補助率が違うのでございします。したがって、補助率の高かつた市区分がなくなりまして、補助率の低い県分へ回りましたために、事業量総量としては実は減つていない。国費の補助分としては確かにおっしゃるやうにそれほど目覚ましく伸びておりませんが、事業量としてはほぼ従前を維持しておりますので、市区へ回す分はあります、こういう形になっておるのでございします。

○伏木委員 時間がございせんからここで議論してもしょうがありませんが、従来市区が啓発費を受けておった、それが廃止されたということとで、何とかこれは復活してもらいたいという強い要望があるという点を申し上げておきたいと思ひます。

最後に、先ほど定数問題が議論されました。自治大臣の受けとめ方は余り深刻になつていないのではないかと。私はもうぎりぎりせつぱ詰まつている段階まで来ているのではないかと、このように考えるわけでございます。

そこで、衆議院の定数につきましては先ほどお話をございしたので省略するとして、参議院地方区の定数は正問題でございしますが、五十五年国調で、人口比でございますと神奈川県と鳥取県では五・七三倍、これはもう異常な格差というところへ来ております。地方区につきましては、高裁等の判例もいろいろあることは私も承知しておりますが、それにしても、地方区は出発のときからある程度人口比によって定数を定めたという経緯もございします。

その上、たしか四十五年度だと思ひます。選挙制度審議会の答申を自治大臣御存じであろうかと思ひますが、堀先生もいらつしやいました。ここで、選挙制度の全般の見直しをしながら定数の是正ということを含めて盛り込まれていくわけでございますが、その中でも、全国区の見直しをやつた上で検討するとしながらも、なおかつ、とりあえずは東京、大阪、神奈川については格差を是正すべきである、これは内閣総理大臣に答申されたいわけでございます。

各党間でお話ということもございしますが、総理大臣が諮問機関として任命いたしました、たしか第六次選挙制度審議会だと思ひますが、ここで明確に、とりあえずは東京、大阪、神奈川の人口の多いところはやるべきである、このように政府自体に答申があるわけですね。これを忠実に実行しておればこういう問題は出てこないわけですね。ましてや、参議院全国区だけが先行してしまつて、それよりもむしろとりあえずやれと言つておつたこの特別の三県に対する定数は是正を怠る、これは非常に怠慢ではないかと。私は、これは政府ができることではないかと、このように考えるわけでございます。

定数の問題は、選挙が終わればまた訴訟問題が出てくるのは目に見えていくわけですから、政府みずからこうした答申を率直に受けとめて、政府みずからこれの是正に踏み切る、こうあるべきであると思ひます。時間もございせんのでこれを最後に伺ひまして……

○山本國務大臣 特に参議院の地方区の問題をお取り上げになりましたが、これも私は、決して状況は切迫してはいないとかゆつくり考へていくとかいふことではございません。私も大変深刻に受けとめておるわけでございます。

ただ、いづれにしても定数は正の際の基本といたしまして、では定数を現状のままでは是正をするのか、あるいは違った方法を考へるのかといふその点がまず決められなければ、とても進まないのではないだろうか、私はその辺が、まずそう

いう大きなところを決めていかないと事は進まないと思ひます。確かに申し上げるべきところも、私も私どもも受けとめてはいるのですね。けれども、しかし、これに政府側があんまり出過ぎてもいけない。やはり何といひましても区制の問題あるいは定数の問題というのは、これは議員の方方一人一人の深刻な問題だけに、私も深刻に受けとめながらもいまのような姿勢をとつておる。ぜひひとつ各党のお話し合いをしていただきたいなという気持ちを重ねて申し上げような次第でございまして、ただいまのお話は、私もしかと承つたということでお許しをいただきたいと思ひます。

○伏木委員 この四十五年の答申は最も具体的に、とりあえずこれだけはやれということ、大阪、神奈川、東京、ここに増員と、栃木、群馬、岡山を減員するというところで、全体の定数等には関係なしにとりあえずこれだけはやれという、この答申そのものについて、これは政府が受け取つていて答申ですからね、だから、この答申それ自体については、政府はどういうお考えでしょう。

○山本國務大臣 いまおっしゃるところは、何か決まつてしまつておるといふやうなお話のようにも受け取れますが、しかし、これはなかなか、さう簡単に決まる問題かなという感じもいたすわけでございます。段々にお話を承つたのを、ひとつ今後の私どもの努力の目標にさせていただきたい、こう思ひます。

○伏木委員 時間がすから終わります。

○中野委員長 安藤殿君。

○安藤委員 毎回私がお尋ねをしておる身体障害者の方々の選挙権の行使の問題について、お尋ねをしたいと思ひます。

時間の制約もありますので、ポイントだけにしつぽつとお尋ねをしたいと思ひますが、立憲演説会における手話の問題です。だからこれは聴覚障害者の方々の関係でございしますが、東京都では知事選挙それから国政選挙、これは全部立憲演説会では手話を入れてやっております。それから、御承知

一緒になつて、これは法務委員会の方です。正案を提案してあるのです。これはいまだ法務委員会で継続審議になっておるのですけれども。これは社会党の稲葉誠一さんが趣旨説明をや

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区	市	町	村
一五千人以上	三、四一〇			二、二九〇
一万五千人以上	四、二五〇			二、八五〇
一万五千人未満	六、二二〇			四、二五〇
二万人以上	八、四五〇			五、六五〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区	市	町	村
二千人以上	一三六、七四九	一一七、三〇七	八三、四七九	
二千人未満	一九四、九九一	一九五、六一五	一三〇、三〇五	
三千人未満	二四一、五七五	二四一、九七一	一六四、一三三	
五千人未満	三一一、七三三	三二〇、一〇七	二二〇、一二九	
一万人以上	四〇三、七九七	四〇一、〇四八	二六七、九九五	
一万五千人以上	四五八、九〇五	四五三、五九五	三〇八、八七七	
二万人以上	五二六、二四一	五一九、四九九	三五二、五三一	
三万人以上	六四五、五八九	六三三、五二二	四三三、五一二	

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区	市	町	村
二千人以上	一四七、八八八	一四九、七四二		八五、〇三二
三千人未満	一八〇、七五二	一八三、〇一八		一〇六、二九〇
五千人未満	二二〇、〇四八	二二二、九三二		一三四、六三四
一万五千人以上	三〇三、九九二	三〇七、八〇三		一七七、一五〇
二万人以上	三三八、六四〇	三三三、七六〇		一九一、三三二
三万人以上	三七七、九三六	三八二、六七四		二一九、六六六
三万人以上	四四三、六六四	四四九、二二六		二五五、〇九六

開票区 の選挙人数	開票日	区	市	町	村
二千人以上	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日
二千人未満	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日
三千人未満	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日
五千人未満	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日
一万五千人以上	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日
二万人以上	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日
三万人以上	平日	土曜日	日曜日	平日	土曜日

第五條第四項の表を次のように改める。

開票 区 の 選 挙 人 数	開票 日	区市町村	
		区	市
千人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	二四、五〇円	二四、五〇円
千人以上 二千人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	二六、〇〇円	二六、〇〇円
二千人以上 三千人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	二八、〇〇円	二八、〇〇円
三千人以上 五千人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	三〇、〇〇円	三〇、〇〇円
五千人以上 一万人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	三二、〇〇円	三二、〇〇円
一万人以上 一萬五千人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	三六、〇〇円	三六、〇〇円
一萬五千人以上 二万人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	四〇、〇〇円	四〇、〇〇円
二万人以上 三万人未満	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	四四、〇〇円	四四、〇〇円
三万人以上	土曜日又は 日曜日又は 土曜日	四八、〇〇円	四八、〇〇円

第五條第六項中「三千二百四十円」を「三千二百四十円」に改める。

第六條第一項の表中「五二八、三一」を「六〇五、〇〇九」に、「五二六、〇四五」を「六〇一、三七五」に、「一、四九五、六二七」を「一、六六〇、二六〇」に、「一、四九一、三七二」を「一、六五二、三四八」に改め、同條第二項の表中「三三六、七五六」を「三三六、七五六」に、「二二七、四四〇」を「二六三、五四〇」に、「五四五、三五二」を「六三七、六二五」に、「五四六、九九七」を「六三三、八一三」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙 の 世 帯 数	選挙 区 選 出 議 員 選 挙 又 は 参 議 院 選 出 議 員 選 挙	選挙 区 選 出 議 員 選 挙 又 は 参 議 院 選 出 議 員 選 挙	選挙 区 選 出 議 員 選 挙 又 は 参 議 院 選 出 議 員 選 挙
二十万未満	一円	一円	一円
二十万以上 三十万未満	一円	一円	一円
三十万以上	一円	一円	一円

第八條を次のように改める。

(候補者氏名等掲示費)

第八條 衆議院議員及び参議院選挙区選出議員の選挙の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

三	四十	五十	六十	七十	八十	九十	百
三十万未満	四十万未満	五十万未満	六十万未満	七十万未満	八十万未満	九十万未満	百万以上
一八三四	一八〇七	一七五五	一七二八	一七〇一	一六七四	一六四七	一六二〇

候補者数

金

額

十四人未満	三〇円
十四人以上 二十人未満	四四
二十人以上 二十七人未満	六四

2 参議院比例代表選出議員の選挙の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金	額
百人未満	九〇円	
百人以上 二百人未満	一三二	
二百人以上 三百人未満	一六六	
三百人以上 四百人未満	二〇〇	
四百人以上 五百人未満	二三四	

市		町		村	
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四八、九三五	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一六、六七四	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	八八、〇八三	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二五、〇一一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一二七、二三二	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二五、〇一一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一
選挙人の数が十五万人以上のもの	一三七、〇一八	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二五、〇一一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一
選挙人の数が千人未満のもの	一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二五、〇一一	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一

第十三条の二第一項中「四百二十六円」を「五百四十六円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「四千五百円」を「五千百円」に改める。

第十五条第一項中「千九十円」を「千百五十円」に、「六十円」を「百二十円」に改める。

第十七條第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2
参

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出する場合における第六条第

一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「一、六六〇、二六〇」とあるの

は「九〇九、九三〇」と、「一、六五二、三四八」とあるのは「九〇五、五六二」と、同条第

二項の表中「六三七、六二五」とあるのは「三八七、七四五」と、「六三三、八一三」とある

のは「三八五、四二七」とする。

附
則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行後初めて行われける参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示されたる又は告示される国会議員の選挙（その期日の公示又は告示の日が公示日前である国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）並びにこの法律の施行後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用する。

3 この法律の施行後公示日の前日までにその期

3 この法律の施行後公示日の前日までその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙（公示日以後にその期日を告示されるものに限る。）について公職選挙法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八十一号）附則第一条第三

項の規定によりなお効力を有することとされる
同法による改正前の国会議員の選挙等の執行経
費の基準に関する法律の規定を適用する場合に
おける同法第四条第一項から第三項まで及び第
六項、第五条第一項から第四項まで及び第六
項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項、
第八条、第八条の二、第九条第一項及び第二

議院地方選出議員」と、新法第十四条第一項中「參議院比例代表選出議員選舉」とあるのは「參議院全國選出議員選舉」と、新法第十五条第一項及び第十七条第二項中「參議院選舉區選出議員」とあるのは「參議院地方選出議員」と、「參議員」とあるのは「參議院全國選出議員」とする。

項、第十條第一項及び第二項、第十三條第一項、第十三條第二項及び第三項、第十四條第一項、第十四條第二項、第十五條第一項並びに第十七條第二項及び第三項の規定に定める国会議員の選挙の

4 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

理由

最近における賞金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年二月二十八日印刷

昭和五十八年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局